

令和3年3月吉日

大野町自治会会員 各位

大野町自治会  
会長 岩田 隆統

## 令和2年度大野町自治会通常総会書面表決結果報告

日頃から自治会活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
また、今回の書面表決にあたり、多数のご回答とご意見をお寄せいただいたことに感謝申し上げます。  
さて、書面による議案の表決を行った結果を下記の通りご報告いたします。

### 記

#### 1. 総会の成立

書面表決書提出が215通により、会員の3分の1以上の定足数となり定期総会は成立いたしました。

※会員数:332 提出率:65%

#### 2. 各議案の議決状況

単位: 通(会員数)

議案	賛成	反対	棄権等	議決状況
1号議案	214	1	0	可決
2号議案	214	1	0	可決
3号議案	214	1	0	可決
4号議案	214	1	0	可決
5号議案	214	1	0	可決
6号議案	214	1	0	可決
7号議案	214	1	0	可決
8号議案	212	3	0	可決
9号議案	213	2	0	可決
10号議案	213	2	0	可決

### 3. その他ご意見

ご意見	内容	ご回答
1	10号議案(規約の書面表決条項追加)可決前に、書面表決の実施はできないのでは。	今回は、コロナ感染症の拡大という過去に経験のない状況下で、各務原市と連合自治会の協議の結果、令和2年12月21日に「コロナ社会における新たな自治会活動の指針」が発出されました。本来は、規約に書面表決条項が先決されてから、表決を実施することがルールですが、会員の安全を優先して苦肉の策として同時表決を行いました。ご理解ください。
2	全会員の中から役員を選出した方が良いので、会員の名簿を公開できないか。	役員の担い手が少ない中で、全会員から公平に役員を募る趣旨には賛同いたしますが、いまのところ会員に個人情報開示の承諾を受けておりません。そのため、会員名簿等の開示ができないのが現状です。今後、自治会役員の公平な選出方法について検討していきます。
3	認可地縁団体については、再度説明会等を開催してほしい。その上で住民投票を行う方が良いと思う。	今回の議案は、共有地の名義変更の検討を開始するか否かの確認でした。検討開始が決議されたため、各所有者の調査や各務原市との確認方法の調整を行います。概ね2~3年かかる事業となりますので、説明会や総会の中で、進捗報告やご意見を頂戴して慎重に進めてまいりますので、ご協力をお願いします。
4	8号議案の認可地縁団体については、重要案件のため、総会や説明会等を実施して慎重に検討してほしい。	
5	総会は、年度末は多忙な時期に開催されるため、行かなくて済む書面表決でやった方が助かる。	ご指摘のとおり、年度末は多忙な時期でもあり、また、コロナ感染症対策としても総会の実施方法については検討していきます。しかしながら、総会は会員のつながりを作る場でもありますので、可能な限り人のつながりを大切にしたいと考えております。
6	△の「止まれ」の道路標識に「自転車も止まれ」と表記してほしい。止まらない自転車がが多く、危険である。	道路標識の管理者は道路により異なり、国土交通省、県・市の道路管理者になります。特に危険であると思われる個所には、表示方法も含め陳情先と内容を検討しますので、個別に自治会長よりご相談させていただきます。
7	公民館の掃除のとき、窓ガラスなどの高い場所に手が届かない。脚立などを使うのも危険なため、専門業者に年に何度かお願いしてはどうか。	専門業者の見積もりを取得して、役員会で検討します。
8	令和2年度決算の印紙代の内容は何でしょうか。	ご説明不足で申し訳ありません。共有地の登記簿謄本の取得手数料です。
9	3年度の予算案について、認可地縁団体申請等の費用について予算計上がないが、必要ではないか。	調査にあたり必要となる大口の費用は想定しておりませんが、小口費用については、雑費として処理いたします。

以上